

第3回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成20年8月12日(火)
15:00~17:00
議事堂 601特別委員会室

- 1 執行部からの説明聴取について

- 2 他の道府県におけるリサイクル製品の利用推進等に関する条例等について

- 3 その他

添付資料

別紙1 第2回の議員提出条例に係る検証検討会における意見について

資料1 三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号)の取り組みと成果検証一覧

資料2 「議員提出条例に係る検証検討会」追加資料

資料3 他の道府県のリサイクル製品認定制度に関する条例等について

資料4 各道府県のリサイクル製品認定制度に関する条例、要綱等の規定項目

資料5 議員提出条例に係る検証検討会 当面の進め方(案) <別途配付>

第2回議員提出条例に係る検証検討会における意見について

資料の提出を求める事項

1. 認定製品の販売実績の暦年別の経緯（中嶋委員）＜ これはその場で東室長が回答しているが、後の場面で改めて資料を要求するような発言があったもの＞
2. 県（県庁）全体の調達額の中で、リサイクル製品の購入額の占める割合（中嶋委員）
3. 県内のすべての製造額（製造品出荷額等）の中で、リサイクル製品の占める割合（中嶋委員）
4. 市町別の、リサイクル製品の使用実績（西塚座長）
5. 企業別リサイクル製品の売上一覧（萩原委員）

説明を求める事項

1. 特別管理廃棄物に関して認定しないことを、なぜ条文の規定に入れなかったのか。（中嶋委員）
2. 実際に使用された廃棄物と、リサイクル製品の中に含まれていると業者が説明する割合から逆算した廃棄物の量とを比較してチェックすることを、しなくてよいとする理由の整理。（森本委員）
3. 例えば肥料などのリサイクル品について、県は優先使用をするような制度（特記仕様書など）となっているのか。（森本委員）
4. H17.3の条例改正により、第3条の県の責務について、努力規定から義務規定に変わったが、それによって県の施策は具体的にどう変わったのか。（竹上委員）
5. フェロシルトの問題が発生したとき、県はいずれの法律または条例の規定に基づいて対応を行ったのか。フェロシルトの対応においては、条例の規定で役に立ったものはなかったのか。（竹上委員）
6. 溶出試験をクリアして実際に使用されたリサイクル製品のその成分は、永久不変だと言い切れるか。（萩原委員）
7. アイアンクレイとフェロシルトの違いを、なぜ説明しなかったのかその理由。（萩原委員）

三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号）の取り組みと成果検証一覧

条例の条文	取り組みとその成果等																																																																															
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。</p>	<p>県は、資源循環型社会の構築に向けた取組として、条例に基づきリサイクル製品の利用推進を始め、各種施策の展開を図ってきました。</p> <p>このような取組の結果、廃棄物の再生利用率は、着実に上昇しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">一般廃棄物 (千ト)</th> <th colspan="4">産業廃棄物 (千ト)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>排出量</th> <th>資源化</th> <th>最終処分</th> <th></th> <th>排出量</th> <th>資源化</th> <th>最終処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H14</td> <td>787</td> <td>111(14.0%) 183(22.4%)</td> <td>151</td> <td>H12</td> <td>3,267</td> <td>1,131(35%)</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>723</td> <td>110(15.1%) 232(31.1%)</td> <td>84</td> <td>H16</td> <td>4,320</td> <td>1,700(39%)</td> <td>168</td> </tr> </tbody> </table> <p>資源化：上段：資源としての再利用率 下段：資源化率</p> <p>資源化：再生利用率</p>	一般廃棄物 (千ト)				産業廃棄物 (千ト)					排出量	資源化	最終処分		排出量	資源化	最終処分	H14	787	111(14.0%) 183(22.4%)	151	H12	3,267	1,131(35%)	345	H19	723	110(15.1%) 232(31.1%)	84	H16	4,320	1,700(39%)	168																																															
一般廃棄物 (千ト)				産業廃棄物 (千ト)																																																																												
	排出量	資源化	最終処分		排出量	資源化	最終処分																																																																									
H14	787	111(14.0%) 183(22.4%)	151	H12	3,267	1,131(35%)	345																																																																									
H19	723	110(15.1%) 232(31.1%)	84	H16	4,320	1,700(39%)	168																																																																									
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品（規則で定めるものを除く。以下「再生資源等」という。）を利用することにより、生産又は加工（以下「生産等」という。）をされる製品をいう。</p> <p>一部改正〔平成一八年条例四三号〕</p>	<p>【H18.3 改正の内容】</p> <p>使用できる再生資源等から特別管理廃棄物と放射性物質を含有するものを規則で除外。</p>																																																																															
<p>(県の責務)</p> <p>第三条 県は、リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>一部改正〔平成一七条例三八号〕</p>	<p>県では、本条例第15条に規定する認定リサイクル製品の優先的な使用や、みえ・グリーン購入基本方針に基づいた環境配慮型製品の調達の一環としてリサイクル製品の利用を進めるほか、市町におけるグリーン購入の推進、認定リサイクル製品のPRによる利用推進等を行っています。</p>																																																																															
<p>(県民及び事業者の責務)</p> <p>第四条 県民及び事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限りリサイクル製品を選択するよう努めるものとする。</p>	<p>事業者等のリサイクル製品の利用推進の取組により、平成19年度における認定リサイクル製品の出荷額は、約63億円となりました。</p> <p>(参考) 認定製品生産者からの報告に基づく販売実績</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">H19 販売実績（製品種類別）</th> <th colspan="3">H19 販売実績（使用先別）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">建 設 資 材</th> <th>製品種別</th> <th>件数</th> <th>販売額</th> <th>販売先</th> <th>件数</th> <th>販売額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂類</td> <td>15</td> <td>211</td> <td>県</td> <td>74</td> <td>1,266</td> </tr> <tr> <td>緑化基盤材</td> <td>3</td> <td>47</td> <td>市町</td> <td>46</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>51</td> <td>1,517</td> <td>国</td> <td>10</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>1</td> <td>4,474</td> <td>民間（卸等含む）</td> <td>44</td> <td>4,663</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9</td> <td>46</td> <td>合計</td> <td></td> <td>6,334</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>79</td> <td>6,295</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業資材</td> <td>2</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品</td> <td>6</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境資材</td> <td>11</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>98</td> <td>6,334</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業者からの販売実績に基づいて作成（県の使用状況報告とは数字が合致していません）</p>	H19 販売実績（製品種類別）				H19 販売実績（使用先別）			建 設 資 材	製品種別	件数	販売額	販売先	件数	販売額	土砂類	15	211	県	74	1,266	緑化基盤材	3	47	市町	46	360	コンクリート二次製品	51	1,517	国	10	45	石膏ボード	1	4,474	民間（卸等含む）	44	4,663	その他	9	46	合計		6,334			79	6,295				農業資材	2	8					物品	6	19					環境資材	11	12					合計		98	6,334			
H19 販売実績（製品種類別）				H19 販売実績（使用先別）																																																																												
建 設 資 材	製品種別	件数	販売額	販売先	件数	販売額																																																																										
	土砂類	15	211	県	74	1,266																																																																										
緑化基盤材	3	47	市町	46	360																																																																											
コンクリート二次製品	51	1,517	国	10	45																																																																											
石膏ボード	1	4,474	民間（卸等含む）	44	4,663																																																																											
その他	9	46	合計		6,334																																																																											
		79	6,295																																																																													
農業資材	2	8																																																																														
物品	6	19																																																																														
環境資材	11	12																																																																														
合計		98	6,334																																																																													
<p>(県と市町との協働等)</p> <p>第五条 県は、市町に対し、リサイクル製品の利用の推進について協力することを求めることができる。</p> <p>2 県は、市町が行うリサイクル製品の利用の推進に関する施策について必要な助言、情報の提供その他の協力を行うものとする。</p> <p>3 県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする。</p> <p>追加〔平成一七条例三八号〕</p>	<p>市町に対しては、認定リサイクル製品を追加認定した際の最新情報の提供、各研修会・説明会等におけるリサイクル製品の認定状況、県の取り組み状況の説明等を行うとともに、認定リサイクル製品の利用促進を要請しています。</p>																																																																															

条例の条文	取り組みとその成果等																																																			
<p>(認定及び認定基準)</p> <p>第六条 知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準(以下「認定基準」という。)のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。</p> <p>一 県内の工場又は事業場(第三号及び第十六条第一項において「工場等」という。)において生産等をされる製品であること。</p> <p>二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。</p> <p>三 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。</p> <p>四 前三号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。</p> <p>2 知事は、リサイクル製品の生産等をしようとする者(第八条第七項において「生産予定者」という。)の申請については、当該申請があった日の翌日から起算して六月以内に生産等が開始されることが確実であると認めるときに限り、認定を行うことができる。</p> <p>3 知事は、第一項の認定に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付することができる。</p> <p>一部改正〔平成一七年条例三八号・一八年四三号〕</p>	<p>平成19年度は、認定検討会を4回開催し、11社13製品を新規認定しました。また、5年間の有効期限を満了した7製品を更新認定しました。</p> <p>リサイクル製品認定状況(各年度末の認定数) (単位:件数)</p> <table border="1" data-bbox="1108 498 1885 875"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">建設資材</th> <th>農業資材</th> <th rowspan="2">物品等 その他</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>土砂類 (改良土、サンドク ッション材など)</th> <th>その他 (グレーチング、コンク リート二次製品など)</th> <th>肥料等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>19年度</td><td>15</td><td>79</td><td>3</td><td>20</td><td>117</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>16</td><td>76</td><td>2</td><td>29</td><td>123</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>18</td><td>72</td><td>15</td><td>24</td><td>129</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>20</td><td>67</td><td>16</td><td>22</td><td>125</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>14</td><td>33</td><td>9</td><td>18</td><td>74</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>10</td><td>15</td><td>7</td><td>10</td><td>42</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>3</td><td>7</td><td>1</td><td>2</td><td>13</td></tr> </tbody> </table> <p>認定製品数の推移</p>  <p>【H18.5改正の内容】</p> <p>認定基準として、品質及び安全性に関する基準に、規則で重金属類6項目(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン)の土壤環境基準(溶出試験)を追加。(対象品目:製品の用途が土壌と接し、又は混合して使用されるもので、埋め戻し材、土壌改良材、肥料又は堆肥、緑化基盤材及びコンクリート二次製品その他これに類するもの)</p>		建設資材		農業資材	物品等 その他	合計	土砂類 (改良土、サンドク ッション材など)	その他 (グレーチング、コンク リート二次製品など)	肥料等	19年度	15	79	3	20	117	18年度	16	76	2	29	123	17年度	18	72	15	24	129	16年度	20	67	16	22	125	15年度	14	33	9	18	74	14年度	10	15	7	10	42	13年度	3	7	1	2	13
	建設資材		農業資材	物品等 その他	合計																																															
	土砂類 (改良土、サンドク ッション材など)	その他 (グレーチング、コンク リート二次製品など)	肥料等																																																	
19年度	15	79	3	20	117																																															
18年度	16	76	2	29	123																																															
17年度	18	72	15	24	129																																															
16年度	20	67	16	22	125																																															
15年度	14	33	9	18	74																																															
14年度	10	15	7	10	42																																															
13年度	3	7	1	2	13																																															
<p>(三重県リサイクル製品認定委員)</p> <p>第七条 知事は、前条第一項の認定(以下「製品認定」という。)に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員(次項及び第三項において「認定委員」という。)を任命し、その意見を聴くものとする。</p> <p>2 認定委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。</p> <p>追加〔平成一八年条例四三号〕</p>	<p>三重県リサイクル製品認定委員(第7条)</p> <table border="1" data-bbox="1094 1804 1814 2199"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>氏名</th> <th>所属・役職等</th> <th>専門分野等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機</td> <td>加藤忠哉</td> <td>三重大学名誉教授 (あいの津技研 代表取締役)</td> <td>高分子化学 環境科学</td> </tr> <tr> <td>分析</td> <td>太田清久</td> <td>三重大学工学部(分子素材工学科) 教授</td> <td>環境科学・分析化学</td> </tr> <tr> <td>土木建築</td> <td>月岡 存</td> <td>三重大学名誉教授(生物資源学研 究科)</td> <td>土木材料、施工学 コンクリート工学 農業土木学</td> </tr> <tr> <td>土木建築</td> <td>畑中重光</td> <td>三重大学工学部(建築学科)教授</td> <td>建築学(構造材料、コ ンクリート)</td> </tr> <tr> <td>有機</td> <td>長原 滋</td> <td>鈴鹿工業高等専門学校(生物応用 化学科)教授</td> <td>有機合成化学</td> </tr> <tr> <td>無機</td> <td>下野 晃</td> <td>鈴鹿工業高等専門学校(生物応用 化学科)准教授</td> <td>無機材料化学</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>丸山直樹</td> <td>三重大学工学部(機械工学科)准教 授</td> <td>環境工学、熱工学、 エネルギー工学</td> </tr> </tbody> </table> <p>【H18.3改正の内容】</p> <p>認定委員の位置づけを明確にするため、条例に規定。</p>	分類	氏名	所属・役職等	専門分野等	有機	加藤忠哉	三重大学名誉教授 (あいの津技研 代表取締役)	高分子化学 環境科学	分析	太田清久	三重大学工学部(分子素材工学科) 教授	環境科学・分析化学	土木建築	月岡 存	三重大学名誉教授(生物資源学研 究科)	土木材料、施工学 コンクリート工学 農業土木学	土木建築	畑中重光	三重大学工学部(建築学科)教授	建築学(構造材料、コ ンクリート)	有機	長原 滋	鈴鹿工業高等専門学校(生物応用 化学科)教授	有機合成化学	無機	下野 晃	鈴鹿工業高等専門学校(生物応用 化学科)准教授	無機材料化学	共通	丸山直樹	三重大学工学部(機械工学科)准教 授	環境工学、熱工学、 エネルギー工学																			
分類	氏名	所属・役職等	専門分野等																																																	
有機	加藤忠哉	三重大学名誉教授 (あいの津技研 代表取締役)	高分子化学 環境科学																																																	
分析	太田清久	三重大学工学部(分子素材工学科) 教授	環境科学・分析化学																																																	
土木建築	月岡 存	三重大学名誉教授(生物資源学研 究科)	土木材料、施工学 コンクリート工学 農業土木学																																																	
土木建築	畑中重光	三重大学工学部(建築学科)教授	建築学(構造材料、コ ンクリート)																																																	
有機	長原 滋	鈴鹿工業高等専門学校(生物応用 化学科)教授	有機合成化学																																																	
無機	下野 晃	鈴鹿工業高等専門学校(生物応用 化学科)准教授	無機材料化学																																																	
共通	丸山直樹	三重大学工学部(機械工学科)准教 授	環境工学、熱工学、 エネルギー工学																																																	
<p>(認定の申請及び通知等)</p> <p>第八条 製品認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 製品認定の有効期間は、五年を超えない範囲で規則で定めるものとする。</p> <p>3 前項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行った者(以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。)が再度同一のリサイクル製品について、同項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。</p> <p>4 知事は、製品認定を行ったときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。</p>	<p>平成19年度は、認定検討会を4回開催し、11社13製品を新規認定しました。また、5年間の有効期限を満了した7製品を更新認定しました。</p>																																																			

条例の条文	取り組みとその成果等						
<p>5 製品認定を受けたりサイクル製品（以下「認定リサイクル製品」という。）の生産等をする者（以下「認定生産者」という。）は、規則で定めるところにより、当該リサイクル製品が認定リサイクル製品であることを表示することができる。</p> <p>6 知事は、第一項の規定による申請があつたりサイクル製品が認定基準に適合しないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>7 生産予定者が、認定リサイクル製品の生産等を開始するときは、規則で定めるところにより、当該開始予定日の前日から起算して三十日前までに、知事に対し、次項の確認を受けるための申請をしなければならない。</p> <p>8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。</p> <p>一部改正〔平成一七条例三八号・一八年四三号〕</p>	<p>【H18.3 改正の内容】 申請書の添付資料に製品の品質及び安全性を確保するための計画を追加。あわせて、添付資料の種類を規則で具体的に明示。</p>						
<p>（変更の申請等）</p> <p>第九条 認定生産者は、認定リサイクル製品につき前条第一項の規定による申請に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に申請し、認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事項を変更するときは、規則で定めるところにより、当該変更をすべき事由が生じた日の翌日から起算して三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>一部改正〔平成一七条例三八号・一八年四三号〕</p>	<p>平成19年度は、31件の変更申請について認定を行いました。 また、第2項に規定する届出は1件でした。</p> <p>【H18.3 改正の内容】 認定生産者が製品の仕様・生産方法等を変更しようとするときは、申請に基づいて事前確認することを規定。</p>						
<p>（認定の取消し等）</p> <p>第十条 知事は、認定生産者が正当な事由がなく認定リサイクル製品の生産等をしなくなったとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき（第八条第八項の規定による確認により判明したときを含む。）又は偽りその他不正の行為により認定されたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。</p> <p>2 知事は、認定生産者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第六条第三項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>二 正当な事由がなく第八条第七項又は前条第一項の規定による申請をしないとき。</p> <p>三 第十一条第二項の規定による報告をしないとき。</p> <p>四 第十三条の是正又は改善を行わないとき。</p> <p>3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしてはならない。</p> <p>4 知事は、第一項又は第二項の規定により当該認定を取り消したときは、認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定により認定を取り消された認定生産者は、取消しのあつた日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。</p> <p>追加〔平成一八条例四三号〕</p>	<p>平成18年11月に、適合状況報告の提出を行わなかった1事業者4件について、第10条の規定に基づく認定の取り消しを行いました。</p> <p>【H18.3 改正の内容】 不正行為等の再発防止のため、認定生産者に新たに課された義務等に違反した場合を認定取り消し要件に追加。 認定取り消しを受けた者に対する、5年間の認定申請の禁止規定を追加。</p>						
<p>（認定生産者の義務）</p> <p>第十一条 認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画（第三項及び第十三条において「品質等管理計画」という。）を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない。</p> <p>2 認定生産者は、規則で定めるところにより、製品認定を受けた日の属する年の翌年から第八条第二項の有効期間が終了する日の属する年まで、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事に報告するものとする。</p> <p>3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一七条例三八号・一八年四三号〕</p>	<p>リサイクル認定申請時に「品質等管理計画」の提出を求め、生産方法や管理の方法について確認を行っています。</p> <p>平成19年度は、全ての認定製品（112件）について、第11条第2項の規定に基づく「適合状況報告書」の提出を求め、品質管理状況の確認を行いました。</p> <p>【H18.3 改正の内容】 製品の品質及び安全性を確保するため、品質等管理計画の策定と提出を義務づけ。製品のサンプル保管を義務づけ。</p>						
<p>（認定の取下げ等）</p> <p>第十二条 認定生産者は、製品認定を取り下げるときは、規則で定めるところにより知事に届け出るものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出をした認定生産者が第十条第一項又は第二項に該当すると認めるときは、当該認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。</p>	<p>平成18年度以降の認定の取下げ件数は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1039 2516 1491 2629"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取下げ件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項に規定する通知を行った実績はありません。</p>	年度	取下げ件数	H18	21	H19	7
年度	取下げ件数						
H18	21						
H19	7						

条例の条文	取り組みとその成果等																																	
<p>3 知事は、前項の規定による公表を行うときは、当該認定生産者に聴聞の機会を与えなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による通知を受けた認定生産者は、通知のあった日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。</p> <p>追加〔平成一八年条例四三号〕</p>	<p>【H18.3 改正の内容】</p> <p>認定生産者が自主的に認定を取り下げる場合の規定を追加。但し、取消要件に該当するときは、認定取消しと同様のペナルティを科すことを規定。</p>																																	
<p>(是正又は改善の勧告)</p> <p>第十三条 知事は、認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等を行っていないと認めるときは、認定生産者にその是正又は改善を求めることができる。</p> <p>追加〔平成一八年条例四三号〕</p>	<p>第13条の規定による是正又は改善の勧告の実績はありません。</p> <p>【H18.3 改正の内容】</p> <p>品質等管理計画の実施に不備があるときは、改善又は是正を勧告できることを規定。</p>																																	
<p>(類似表示の禁止)</p> <p>第十四条 何人も、認定リサイクル製品以外の製品について、この条例の定める認定リサイクル製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。</p> <p>一部改正〔平成一七七年条例三八号・一八年四三号〕</p>	<p>認定リサイクルマークは、商標登録を行っています。</p>																																	
<p>(県の調達義務等)</p> <p>第十五条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。</p> <p>2 県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表しなければならない。</p> <p>3 県は、県の行う工事において、認定リサイクル製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、品目、使用量その他規則で定める事項を看板その他の方法で掲示しなければならない。</p> <p>一部改正〔平成一七七年条例三八号・一八年四三号〕</p>	<p>公共工事における設計・積算段階で検討チェックリストによる工事毎の製品使用の点検、みえ・グリーン購入基本方針における認定リサイクル製品の利用の明確化等により認定製品の利用推進を行っています。</p> <p>平成19年度における県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、製品数81品目で、購入金額1,089,411,131円でした。</p> <p>三重県の使用・購入実績 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1018 1151 1915 1620"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">建設資材</th> <th>農業資材</th> <th rowspan="2">物品等 その他</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>土砂類 (改良土、サンドクッション材など)</th> <th>その他 (グレーチング、コンクリート2次製品など)</th> <th>肥料等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19年度</td> <td>(12製品) 86,888</td> <td>(56製品) 988,145</td> <td>実績なし</td> <td>(13製品) 14,378</td> <td>(81製品) 1,089,411</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>(13製品) 86,152</td> <td>(56製品) 1,145,199</td> <td>実績なし</td> <td>(16製品) 13,047</td> <td>(85製品) 1,244,398</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>(11製品) 95,066</td> <td>(56製品) 1,520,361</td> <td>(1製品) 167</td> <td>(11製品) 16,980</td> <td>(79製品) 1,632,574</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>(10製品) 64,524</td> <td>(38製品) 429,715</td> <td>(4製品) 5,691</td> <td>(13製品) 8,553</td> <td>(65製品) 508,483</td> </tr> </tbody> </table>		建設資材		農業資材	物品等 その他	合計	土砂類 (改良土、サンドクッション材など)	その他 (グレーチング、コンクリート2次製品など)	肥料等	19年度	(12製品) 86,888	(56製品) 988,145	実績なし	(13製品) 14,378	(81製品) 1,089,411	18年度	(13製品) 86,152	(56製品) 1,145,199	実績なし	(16製品) 13,047	(85製品) 1,244,398	17年度	(11製品) 95,066	(56製品) 1,520,361	(1製品) 167	(11製品) 16,980	(79製品) 1,632,574	16年度	(10製品) 64,524	(38製品) 429,715	(4製品) 5,691	(13製品) 8,553	(65製品) 508,483
	建設資材		農業資材	物品等 その他	合計																													
	土砂類 (改良土、サンドクッション材など)	その他 (グレーチング、コンクリート2次製品など)	肥料等																															
19年度	(12製品) 86,888	(56製品) 988,145	実績なし	(13製品) 14,378	(81製品) 1,089,411																													
18年度	(13製品) 86,152	(56製品) 1,145,199	実績なし	(16製品) 13,047	(85製品) 1,244,398																													
17年度	(11製品) 95,066	(56製品) 1,520,361	(1製品) 167	(11製品) 16,980	(79製品) 1,632,574																													
16年度	(10製品) 64,524	(38製品) 429,715	(4製品) 5,691	(13製品) 8,553	(65製品) 508,483																													
<p>(立入検査等)</p> <p>第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、申請者若しくは認定生産者(以下この項及び次項において「認定生産者等」という。)若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員にこれらの者の県内の工場等に立ち入れ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 知事は、当該職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、認定生産者等からリサイクル製品及び再生資源等を無償で収去させ、分析させることができる。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査又は第二項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による立入検査及び第二項の規定による収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>一部改正〔平成一七七年条例三八号・一八年四三号〕</p>	<p>認定後の事後調査は、以下のとおり行っています。</p> <p>品質等管理計画の適正履行を確認するため、県が立入調査を実施 重金属の溶出試験の実施が必要な製品について、県による製品サンプルの採取・分析(製造者提出の試験結果と併せたクロスチェック)</p> <p>平成19年度は、全ての認定リサイクル製品製造工場(55工場)に第16条の規定に基づく立入調査を実施するとともに、土砂類やコンクリート二次製品など有害物質の溶出試験を義務づけている製品等を対象として、製品サンプルを採取し、重金属の溶出試験による分析・検証を実施しました(34件)。調査を行った全ての製品が認定基準に適合していました。</p> <p>【H18.3 改正の内容】</p> <p>申請者に対する立入検査や報告聴取の権限を明示。 製品サンプルの無償提供及び県が自ら製品サンプルを採取し、分析する権限を明示。</p>																																	
<p>(研究開発の支援)</p> <p>第十七条 県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことができる。</p> <p>追加〔平成一七七年条例三八号〕、一部改正〔平成一八年条例四三号〕</p>	<p>県では、「三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金」として、県内廃棄物排出事業者が自ら行う産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発の支援を行っています。</p> <p>また、県の試験研究機関では、「技術課題解決・地域資源活用」共同研究事業として、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進のために行う技術開発について、共同研究を募集して実施しています。</p>																																	
<p>(広報啓発)</p> <p>第十八条 県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>追加〔平成一七七年条例三八号〕、一部改正〔平成一八年条例四三号〕</p>	<p>ホームページ「三重の環境と森林」の活用、全製品を網羅したパンフレットの配布、建設技術フェアの展示ブースの出展等により、リサイクル製品のPRを行っています。</p>																																	
<p>(その他)</p> <p>第十九条 この条例は、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の使用又は購入を排除するものではない。</p> <p>2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>																																		

「議員提出条例に係る検証検討会」追加資料

資料 2

1. 認定製品の販売実績の暦年別の推移

事業者からの販売実績報告まとめ

単位(百万円)

種類	H19 販売実績	H18 販売実績	H17 販売実績	H16 販売実績	
建設資材	土砂類	211	182	160	161
	緑化基盤材	47	97	101	108
	コンクリート2次製品	1,517	1,771	1,919	565
	石膏ボード	4,474	4,543	4,413	4,445
	その他	46	79	283	348
	6,295	6,672	6,876	5,627	
農業資材	8	71	53	58	
物品	19	44	5	3	
環境資材	12	20	39	47	
合計	6,334	6,807	6,973	5,735	
県	1,266	1,613	1,653		
市町	360	195	237		
国	45	46	32		
民間(卸等を含む。)	4,663	4,953	5,051		

・認定製品生産者から報告を求めている出荷額の実績を集計

2. 県全体の調達額の中で、リサイクル製品の占める割合

単位(百万円)

	H19		H18		H17	
	調達額	リサイクル製品調達額	調達額	リサイクル製品調達額	調達額	リサイクル製品調達額
消耗品費	2,454	0.6 (0.02%)	2,533	0.3 (0.01%)	2,569	0.1 (0.00%)
工事請負費+修繕費	56,472	1,089 (1.93%)	73,801	1,244 (1.69%)	83,718	1,632 (1.95%)

消耗品費:非公共事業における消耗品の調達額

工事請負費+修繕費:工事請負と修繕に係る費用の合計

3. 県内すべての製造額(製造品出荷額等)の中で認定リサイクル製品の占める割合

平成 18 年度

産業分類	製品の種類	三重県における 出荷額(百万円)	認定リサイクル製品 の出荷額(百万円)
2223	コンクリート製品 (コンクリート製品製造業)	28,663	1,771
2281	土砂類 (砕石製造業)	8,176	182
1063	肥料・緑化基盤材 (有機質肥料製造業)	771	168
1952	廃プラスチック製品 (廃プラスチック製品製造業)	68	30
産業分類	製品の種類	全国における* 出荷額(百万円)	認定リサイクル製品 の出荷額(百万円)
2296	石膏ボード (石膏製品製造業)	11,874	4,543

平成 18 年工業統計表(経済産業省経済産業政策局調査統計部)より、日本標準産業分類の小分類別の出荷額と認定リサイクル製品の調査結果を記載

* 三重県のみのお荷額の統計数値はありません。

4. 市町別の認定リサイクル製品の使用実績

認定生産者からの報告では市町別の出荷額を調査項目としておりませんので、市町別の使用実績については、現在データがありません。

5. 企業別のリサイクル製品売上一覧

県の使用実績に基づく調達額を集計

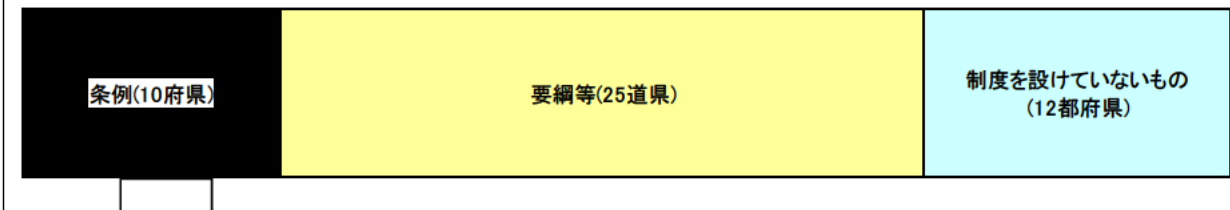
他の道府県のリサイクル製品認定制度に関する条例等について

一 条例の制定状況

現在、リサイクル製品の認定制度を設けている35道府県のうち、10府県が条例において規定している（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、岐阜県、三重県、和歌山県、大阪府、岡山県、広島県）。その他の25道県は要綱等による。

→ 県の内部規定である要綱等でなく、県民等に責務を課すなど自治体の自主法である条例で規定してリサイクル製品の利用推進に取り組むのは、47都道府県中10府県である。

【都道府県におけるリサイクル認定制度に関する条例等の制定状況】



二 条例の分類

①リサイクル製品の利用推進を図る条例	②グリーン購入の促進を図る条例	③循環型社会の形成に関する条例	④生活環境の保全に関する条例
三重県[H13.10] 秋田県[H16.4] 青森県[H17.9] 和歌山県[H18.1] 岐阜県[H19.4]	宮城県[H18.4]	岡山県[H14.10] 岩手県[H15.4] 大阪府[H15.4]	広島県[H15.10]
※ 再生資源を利用したリサイクル認定製品の制度を設け、その利用推進を図っているもの。	※ <u>物品の購入やサービスの提供を受けるに当たり、環境への配慮を勘案することを規定する条例の中で、再生資源を利用したリサイクル認定製品の制度を設け、その利用推進を図っているもの。</u>	※ <u>廃棄物の発生抑制、適正管理等を規定する条例の中の施策の一つとして、再生資源を利用したリサイクル認定製品の制度を設け、その利用推進を図っているもの。</u>	※ <u>生活環境の保全という広い目的を掲げる条例の中で、大気、水及び土壌の環境保全、騒音の防止等の様々な施策の一つとして資源の循環的な利用に関する施策を設け、その中でリサイクル認定製品の制度を設け、その利用推進を図っているもの。</u>

三 条例等に規定している項目

1 県の責務（第3条関係）

リサイクル製品の利用推進に関する制度を条例で定めている5県のうち、
・三重県、青森県及び和歌山県の3県は「必要な措置を講ずるものとする」義務規定としている。
・秋田県及び岐阜県の2県は 認定製品の調達、市町村との関係、広報啓発に関する責務規定を設けている。

三重県をはじめとする3県は、義務規定という県に強い責務を課し、リサイクル製品の利用推進を県の義務とすることで、県の強い姿勢を打ち出している。

三重県：「リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする」

青森県：「認定リサイクル製品の使用を推進するために必要な措置を講ずるものとする」

和歌山県：「認定リサイクル製品の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする」

秋田県：「率先して認定リサイクル製品を利用するように努めなければならない、市町村に対し技術的助言、情報提供、優先的な利用に配慮するよう要請するものとする、認定製品に関する情報提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする」

岐阜県：「優先的に調達するように努めなければならない、市町村に対し技術的助言、情報提供、優先的な利用に配慮するよう要請するものとする、認定製品の情報提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする」

2 県民及び事業者の責務（第4条関係）

リサイクル製品の利用推進を図る5県の条例すべてにおいて、物品購入、借受け、役務提供を受ける場合は、できる限り製品を選択するよう努めることとする規定を設けている。

各県における条例の規定内容に大きな差はないものとみられる。

3 県と市町との協働等（第5条関係）

（1）市町村との関係

市町村との関係を条例で規定しているのは、10府県のうち9府県（三重、青森、岩手、宮城、秋田、岐阜、大阪、和歌山、岡山）。

- ・青森県、岐阜県及び和歌山県では、市町村への優先的な利用についての要請等を規定している。
- ・秋田県及び岩手県では、市町村の責務等について規定している。

三重県では平成17年の一部改正の際に「県の責務」から独立させ、「市町との協働」として、市町との関係を明らかにしている。類似の規定としては、宮城県において市町村との連携及び協働を規定している。平成12年の地方分権一括法の施行などを踏まえると、三重県の規定は市町は県が施策を進める上でのパートナーとして位置付けており、時代に即した規定といえる。

三重県：「県は、市町に対し、リサイクル製品の利用の推進について協力することを求めることができる」

「県は、市町が行うリサイクル製品の利用の推進に関する施策について必要な助言、情報の提供その他の協力をを行うものとする」

青森県：「県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の使用を推進するための技術的助言及び情報の提供を行うとともに、その優先的な使用に配慮するよう要請するものとする」

岐阜県：「県は、市町村に対し、リサイクル認定製品の利用を推進するための技術的助言及び情報の提供を行うとともに、その優先的な利用に配慮するよう要請するものとする」

和歌山県：「県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の利用を促進するための情報の提供を行うとともに、その利用の促進に配慮するよう要請するものとする」

秋田県：「県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の利用を推進するための技術的助言及び情報の提供を行うとともに、その優先的な利用に配慮するよう要請するものとする」

「市町村は、・・・、自ら認定リサイクル製品の優先的な利用に努めるようにするとともに、その区域において認定リサイクル製品の利用が推進されるよう適切に配慮するものとする」

岩手県：「市町村等は、当該市町村等の特性に応じて、それぞれの立場において、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」

宮城県：「県は、市町村、事業者及び民間団体と連携し、及び協働して、グリーン購入を促進するために必要な措置を講ずるものとする」

(2) 他の都道府県との関係

条例では3府県(三重、大阪、岡山)においてのみ、連携等に関する規定を設けている。

県の施策の理念としての規定であり、条例で定めるべきものであると考えられ、要綱等では規定されていない。他の府県に比べ特徴的であるといえる。

三重県：「リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする」

大阪府：「施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする」

4 認定及び認定基準(第6条関係)

次に掲げる ~ をすべて認定基準としているのは、条例では3県(三重、秋田、岐阜)であり、要綱等では20府県となっている。

県内工場等において生産等される製品であること

県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること

工場等における環境の保全に関する措置が講じられていること

既に販売されている又は6月以内の生産開始が確実であること

リサイクル製品の利用推進及びリサイクル産業の育成という目的にかんがみ、県内で発生する再生資源等を用いて、県内で生産される製品について認定するのは、必要な前提とみられる。

~ のほか、品質及び安全性に関する具体的な基準について、10府県のうち条例で規定しているのは2県(秋田、岐阜)、規則で規定しているのは4県(三重、青森、岩手、和歌山)、要綱等で規定しているのは4府県(宮城、大阪、岡山、広島)である。

品質及び安全性については、緻密で専門的な検証に基づく詳細な数値基準であるものなので、法制度として、規則、要綱等で規定するという三重県の規定の構成は妥当なのではないか。

品質及び安全性に関する基準を条例で規定している2県(秋田、岐阜)では、他の基準とともに特別管理(一般及び特別)廃棄物を原材料として使用しないことについても、条例で規定している。

その他、以下の要件を認定基準の項目としているものもある。

- ・申請者等の要件を定めているもの
- ・認定製品の普及が県内の廃棄物の減量化、リサイクルの推進等に寄与すること

上記の要件を設けている条例、要綱等は、目的の規定にかんがみ、リサイクル認定製品により重い規定を課しているといえる。

リサイクル認定製品のいわゆるブランド価値を高めるため、重い規定を課す方法は、有効な一方法であるかとも考えられる。

なお、要綱等では、20道県において、認定製品の普及が県内の廃棄物の減量化、リサイクルの推進等に寄与すること等を認定基準の項目としている。

他の条例では次に掲げる事項等を認定基準の項目としているものがある。

岐阜県：次の場合に該当すると認められるときは認定をしないものとしている。

不正な目的で使用されるおそれがある、製造等に当たり特許権等を侵害するおそれがある、申請者が不正又は不誠実な行為をするおそれがある、認定をすることがふさわしくない

宮城県：製造業者等の要件を規則で定めている。

申請前の5年間、条例及び環境法令に違反し、不利益処分を受けていない者、製造等に当たり特許権等を侵害し、又は販売に適用される法令に違反していない者 など

5 リサイクル製品認定委員（第7条関係）

条例において認定時に認定委員等の意見を聴くといった規定を設けているのは10府県中6県、要綱等では25道県中24道県である。

専門家の知見の活用という視点から、必要な規定であると考えられる。

なお、条例では3県（秋田、岐阜、宮城）において審査会等の組織を設置している。

その中で、2県（秋田、岐阜）において、

- ・認定の取消等の際にも意見を聴く、とともに
- ・知事の諮問に応じ認定製品の利用推進について重要事項の調査審議もその所掌事務としている

認定委員について、認定の際に化学等の専門的な知見から意見を聴くだけでなく、さらに、リサイクル認定製品の一層の利用推進、普及啓発等について、例えば販売や流通、消費者等の視点からの専門的な意見を聴く機会を設けることも考えられるのではないか。

三重県：「知事は、前条第一項の認定に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員を任命し、その意見を聴くものとする」

秋田県：・知事は、認定及び認定取消時に意見を聴く。
・知事の諮問に応じ、リサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べるができる。

岐阜県：・知事は、認定及び認定取消時に意見を聴く。
・知事の諮問に応じ、リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

6 認定手続に関する規定（第8条、第9条関係）

三重県では、生産開始前に、知事により認定基準に適合していることの確認を行うこと、認定に当たり品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付すことができることとしている。

平成18年の一部改正により、認定に当たって条件の付与ができることとし、品質及び安全性の確保に関し知事に権限を与えるとともに責務を課しているといえる。

認定リサイクル製品の有効期間についての規定は下記の別表のとおり。

3年としている道府県が多いところ、三重県は5年としているものである。
なお、三重県においては毎年、認定生産者からの適合状況報告を求めるとともに、製造工場へ立入調査を実施しているとのことである。

認定リサイクル製品の有効期間

	5年	3年	2年
条例	4県(三重、秋田、和歌山、岡山)	6府県(青森、岩手、宮城、岐阜、大阪、広島)	なし
要綱等	2県	21道県	2県

7 認定の取消し等（第10条関係）

取消事由に関して、三重県及び広島県の2県では、取り消さなければならない事由を規定している。（各道府県では取り消すことができる旨の規定となっている。）

三重県では一定の要件に該当すると、知事の裁量なしで取り消さなければならない事由を規定し、事業者の基準の遵守等の徹底を図っている。

本県では、平成18年の一部改正により、取消の場合に一定期間の新たな認定申請の制限を課している（期間は5年間）。条例では2県（三重、岐阜）、要綱等では3県のみが規定している。

制限期間としては5年間で3県、3年間で2県であり、三重県の制限は最も厳しいものとなっている。

なお、取消手続きに関して、条例では2県（秋田、岐阜）、要綱等では9県が、認定の取消時にも審査会等の意見聴取を規定している。

意見聴取を求めることにより、手続きの迅速性を阻害する面がある一方、事業者の不利益となる取消について慎重な手続きを重ねる意義を有するものと考えられる。

三重県：取り消さなければならない事由

「正当な事由がなく生産等をしなくなったとき」

「認定基準に適合しなくなったと認めるとき」

「偽りその他不正の行為により認定されたと認めるとき」

その他、三重県においては、認定に当たっての条件に違反したとき、是正又は改善を行わないときについて、認定を取り消すことができる事由としている。

8 認定生産者の義務（第11条関係）

・ 品質、性能の維持について、条例では3県（三重、宮城、岐阜）、要綱等では11道県において規定を設けている。
・ 認定製品の基準への適合状況試験・検査の実施と報告、製品及び関係書類の保存については条例では三重県及び岐阜県においてのみ規定している。

平成18年の一部改正により品質及び安全性の確保について他の道府県に比べ先進的なものとなっており、岐阜県もその後同様の規定を設けている。

その他、宮城県等他の道県において、製品に関する情報の公開及び提供、消費者との関係に関する規定等を設けている。

製品の安全性に対する信頼を高める点を有する一方、生産者への負担を増すことにもなると考えられる。

(1) 品質、性能の維持

三重県：「認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない」

宮城県：「認定製品の品質を維持するため、適切な品質管理を行うこと」

岐阜県：「認定を受けた者は、リサイクル認定製品が認定要件に適合するよう、その安全性及び規格を維持しなければならない」

(2) 適合状況試験・検査の実施と報告

三重県：「毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事に報告するものとする」

岐阜県：「リサイクル認定製品について認定要件に適合していることを確認するため、規則で定めるところにより、概ね一年ごとに試験、検査等を行い、その結果を知事に報告しなければならない」

(3) 製品、関係書類等の保存

三重県：「品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から5年を経過する日まで保存しなければならない」

岐阜県：「報告に係るリサイクル認定製品及び書類を、当該報告をした日から5年間保存しなければならない」

(4) その他

宮城県：「県及び県民等に対し、認定製品の品質に関する規格及び管理体制についての情報を提供すること」

「認定製品に関し、流通又は販売の過程において消費者との間で問題が発生したときは、自ら対処すること」

要綱等では5県において製品に関する情報の公開及び提供に関する規定を設けている。

9 認定の取下げ等（第12条関係）

条例では5県（三重、宮城、秋田、岐阜、和歌山）において規定し、要綱等では13道県において規定している。

平成18年の一部改正により新設され、事業者側からの自主的な申出の方法も設けることにより、製品の品質及び安全性のため、より多様な方法を確保しているといえる。

10 是正又は改善の勧告（第13条関係）

条例では三重県のみが規定し、要綱等では3道県（北海道、長野、山口）において規定している。

平成18年の一部改正により新設され、製品の品質及び安全性を確保するため、知事に強い権限を与えるという本県の特徴的な規定と考えられる。

11 類似表示の禁止（第14条関係）

条例では8県、要綱等では19道府県と多くの道府県において規定している。

各県における条例の規定内容に大きな差はないものとみられる。

16（罰則）と関係するが、この違反した者に罰則を科す県が2県ある。しかし、当該条例は規制する条例ではないことから考えると罰則を科すことが適当かは疑問である。

12 県の調達義務等（第15条関係）

条例では10府県すべてにおいて、調達義務に関し、「優先的に」、「積極的に」、又は「率先して」購入に努める等の規定をしている。

各府県における条例の規定内容に大きな差はないものとみられる。

三重県：「県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない」

岐阜県：「県は、物品及び役務の調達に当たっては、必要とする品質、数量等の条件に適合し、かつ、妥当な価格であるリサイクル認定製品又はリサイクル認定製品を用いて提供される役務がある場合は、これを優先的に調達するように努めなければならない」

宮城県：「県及び地方独立行政法人等は、物品又は役務の調達に当たっては、積極的にグリーン購入を推進するものとする」

1 3 立入検査等（第16条関係）

条例では6県（三重、青森、岩手、秋田、岐阜、和歌山）において認定生産者等に対する報告等の徴収、立入検査等に関し規定している。要綱等では16県において規定している。

条例の施行に必要な限度において、立入検査等を行うことができることを規定しており、各県の条例と比べ大きな差のないものとなっている。

なお、認定生産者だけでなく、申請者にも立入調査等を行うことができる規定としているのは三重県だけであり、平成18年の一部改正により認定前から調査を行うという品質及び安全性の確認のための強い権限を知事に付与しているといえる。

また、同改正により、サンプル収去の権限を知事に与えているのも同様の趣旨であろう。

1 4 研究開発の支援（第17条関係）

条例では4府県（三重、宮城、大阪、岡山）においてのみ規定している。

平成17年の一部改正により新設されたものであり、すでに開発されたリサイクル製品を認定し、その利用を促進するというだけでなく、新たな技術開発によりリサイクル製品の利用推進を図る県の姿勢を示すものとして特徴的な規定と考えられる。

三重県：「県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことができる」

宮城県：「県は、基本方針において認定製品の調達に配慮するとともに、県民等への認定製品に関する情報の提供その他の認定事業者を支援するために必要な措置を講ずるものとする」

大阪府：「府は、循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者に対し、試験研究機関と連携し、技術情報の提供その他の循環資源の循環的な利用に関する技術の開発のため必要な支援の措置を講ずるものとする」

15 広報啓発（第18条関係）

条例では6県（三重、岩手、宮城、秋田、岐阜、岡山）において規定し、要綱等では20道県において規定している。

平成17年の一部改正により新設された規定であり、具体的施策として条文上明記しているのは3県のみである。県に対して広報啓発に積極的に取り組むことを具体的に求める特徴的な規定と考えられる。

三重県：「県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする」

宮城県：「県は、県民等のグリーン購入に関する理解を深めるため、普及啓発活動を実施するものとする」

「県は、県民等がグリーン購入を行うに当たって必要な環境情報を提供するものとする」

岡山県：「県は、事業者及び県民が循環型社会の形成に努めることを促進するため、必要な知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする」

16 罰則

罰則に関する規定としては、岩手県及び岐阜県の2県のみが条例において過料を規定している。

課罰の対象として、「認定製品である旨を不当に表示した者」については、11（類似表示の禁止）のとおり。

岐阜県のように「不正な手段により認定を受けた者」に過料を科すことについては、認定手続きの真実性を担保し、リサイクル認定製品に対する信頼性を確保するための手段となっている。

なお、過料は刑罰である罰金及び料料と区別され、一種の行政処分であり、行政上の秩序を維持するために秩序違反行為に対して科すものである。従って、仮に本条例において罰則を設けるのであれば、三重県の他の条例の規定を勘案し、今後慎重な検討が必要と考えるところである。

岩手県：「認定製品である旨を不当に表示した者」について、5万円以下の過料

岐阜県：「不正な手段により認定を受けた者」、「認定製品である旨を不当に表示した者」について、5万円以下の過料

各道府県のリサイクル製品認定制度に関する条例、要綱等の規定項目

…条例 …規則、要綱等

番号	道府県名	名称	施行日	条例の有無	1 県の責務	2 県民及び事業者の責務	3 県と市町村との協働等		4 認定基準																			
							(1) 市町村との関係	(2) 他の都道府県との関係	(1) 県内工場等における生産等	(2) 県内で発生する再生資源等の使用	(3) 工場等における環境保全措置	(5) その他 既に販売、又は6月以内の生産開始が確実	(5) その他 製品の普及が廃棄物の減量化、リサイクルの推進等に寄与	(5) その他 製造等の行程において法令の遵守、環境に配慮	(5) その他 事業者についての要件を定める	(5) その他 その他	(5) その他 別に定める基準に適合	(4) 品質				(4)品質						
																		JIS又はJAS	工事共通仕様書に定める規格	エコマーク認定基準	グリーン購入法に基づき都道府県が作成する方針	知事が認める基準等	その他の公的機関等が定める基準等					
1	三重県	三重県リサイクル製品利用推進条例	H13.10.1																									
2	北海道	北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱	H16.12.24																									
3	青森県	青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例	H17.9.1																									
4	岩手県	循環型地域社会の形成に関する条例	H15.4.1																									
5	宮城県	グリーン購入促進条例	H18.4.1																									
6	秋田県	秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例	H16.4.1																									
7	山形県	山形県リサイクル製品認定制度実施要綱	H14.11.1																									
8	福島県	うつくしま、エコリサイクル製品認定制度実施要綱	H15.11.27																									
9	茨城県	茨城県リサイクル製品認定制度実施要綱 (茨城県リサイクル建設資材評価認定制度実施要綱)	H17.10.11 (H16.9.10)																									
10	栃木県	栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱	H16.8.25																									
11	山梨県	山梨県リサイクル製品認定及び普及促進要綱	H15.10.15																									
12	長野県	信州リサイクル製品認定制度実施要綱	H16.3.29																									
13	富山県	富山県リサイクル認定事業実施要綱	H14.9.13																									
14	石川県	石川県リサイクル製品利用推進要綱	H10.9.11																									
15	岐阜県	岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例	H19.4.1																									
16	静岡県	静岡県リサイクル製品利用推進要綱	H17.10.18																									
17	愛知県	愛知県リサイクル資材評価制度実施要綱	H14.4.1																									
18	福井県	福井県リサイクル製品認定要綱	H11.12.6																									
19	滋賀県	滋賀県リサイクル製品利用促進要綱	H17.3.14																									
20	大阪府	大阪府循環型社会形成推進条例 (大阪府リサイクル製品認定要綱)	H15.4.1 (H16.4.28)																									
21	奈良県	奈良県リサイクル製品利用促進要綱	H15.9.22																									
22	和歌山県	和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例	H18.1.1																									
23	鳥取県	鳥取県グリーン商品認定要綱	H15.3.24																									
24	島根県	しまねグリーン製品認定要綱	H16.6.18																									
25	岡山県	岡山県循環型社会形成推進条例 (岡山県エコ製品の認定及び利用の推進に関する要綱)	H14.10.1 (H14.10.15)																									
26	広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例 (広島県リサイクル製品登録制度実施要綱)	H15.10.7 (H15.10.31)																									
27	山口県	山口県リサイクル製品利用推進要綱	H12.8.7																									
28	徳島県	徳島県リサイクル認定制度実施要綱	H16.9.24																									
29	香川県	香川県環境配慮モデル普及促進要綱	H14.2.8																									
30	愛媛県	愛媛県資源循環優良モデル認定制度	H13																									
31	高知県	高知県リサイクル製品等認定要綱	H16.4.7																									
32	福岡県	福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱	H17.12.2																									
33	佐賀県	佐賀県廃棄物リサイクル製品認定及び利用推進要綱	H13.12.26																									
34	大分県	大分県リサイクル製品利用推進要綱	H15.12.11																									
35	沖縄県	沖縄県産リサイクル製品利用促進要綱 (沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要綱)	H17.3.25 (H16.7.1)																									

番号	道府県名	4 認定基準					5 リサイクル製品認定委員 (4) 配合率	6 認定手続に関する規定								7 認定の取消し等												
		(4) 安全性						(1)認定に当たっての審査会等からの意見聴取	(2)審査会等の設置	(1)認定の有効期間	(2)認定の公表	(3)その他品質・安全性等に関する条件を付すことができる	(3)その他知事等による確認、検査等の実施	(3)その他事業所等の認定	(3)その他	(4)認定変更の申請等	(1)取消事由											
		廃棄物処理法の特別管理(一般産業)廃棄物を原材料としていない	土壌汚染環境基準に適合	ダイオキシン対策特別措置法による環境基準	土壌汚染対策法に基づく指定基準	関係法令等の遵守											正当な事由なく生産等しなくなったとき	認定基準に適合しなくなったとき	偽りその他の不正な手段により認定されたとき	条件に違反したとき	変更の届出をしないとき	適合状況等知事の求める報告をしないうとき	虚偽の報告をしたとき	是正・改善を行わないとき				
1	三重県									5年																		
2	北海道									3年																		
3	青森県									3年																		
4	岩手県									3年																		
5	宮城県									3年																		
6	秋田県									5年																		
7	山形県									3年																		
8	福島県									3年																		
9	茨城県									3年																		
10	栃木県									3年																		
11	山梨県									3年																		
12	長野県									3年																		
13	富山県									3年																		
14	石川県									3年																		
15	岐阜県									3年																		
16	静岡県									3年																		
17	愛知県									3年																		
18	福井県									5年																		
19	滋賀県									3年																		
20	大阪府									3年																		
21	奈良県									3年																		
22	和歌山県									5年																		
23	鳥取県									3年																		
24	島根県									3年																		
25	岡山県									5年																		
26	広島県									3年																		
27	山口県									3年																		
28	徳島県									3年																		
29	香川県									3年																		
30	愛媛県									2年																		
31	高知県									3年																		
32	福岡県									2年																		
33	佐賀県									3年																		
34	大分県									5年																		
35	沖縄県									3年																		

番号	道府県名	7 認定の取消し等					8 認定生産者の義務									9 認定の取下げ等	10 是正・改善の勧告等	11 類似表示の禁止	12 県の調達義務等	使用・購入状況の公表	工事等における使用の掲示	13 立
		(1)取消事由			(2)取消に関する規定		(1)品質、性能等の維持等	(2)基準適合状況試験・検査の実施と知事への報告	(3)製品、関係書類等の保存	(4)販売実績等に関する規定	(5)その他消費者との間での問題発生時に関する規定	(5)その他情報の公開、提供	(5)その他									
		知事が必要と認めるとき	申請者の要件を満たさなくなったとき	事業者が環境法令に違反したとき	事業者の責務、遵守規定に違反したとき	その他								認定取消時に審査会等の意見聴取	取消により損失が生じたときに事業者が負担							
1	三重県								(5年)													
2	北海道																					
3	青森県																					
4	岩手県																					
5	宮城県																					
6	秋田県																					
7	山形県																					
8	福島県																					
9	茨城県																					
10	栃木県								(5年)													
11	山梨県																					
12	長野県																					
13	富山県																					
14	石川県																					
15	岐阜県								(5年)													
16	静岡県																					
17	愛知県								(3年)													
18	福井県																					
19	滋賀県																					
20	大阪府																					
21	奈良県								(3年)													
22	和歌山県																					
23	鳥取県																					
24	島根県																					
25	岡山県																					
26	広島県																					
27	山口県																					
28	徳島県																					
29	香川県																					
30	愛媛県																					
31	高知県																					
32	福岡県																					
33	佐賀県																					
34	大分県																					
35	沖縄県																					

番号	道府県名	入検査等	14 研究 開発 の支 援	15 広 報啓発	16 罰 則
		(2) 立入検 査(報 告徴収 を含む)			
1	三重県				
2	北海道				
3	青森県				
4	岩手県				
5	宮城県				
6	秋田県				
7	山形県				
8	福島県				
9	茨城県				
10	栃木県				
11	山梨県				
12	長野県				
13	富山県				
14	石川県				
15	岐阜県				
16	静岡県				
17	愛知県				
18	福井県				
19	滋賀県				
20	大阪府				
21	奈良県				
22	和歌山 県				
23	鳥取県				
24	島根県				
25	岡山県				
26	広島県				
27	山口県				
28	徳島県				
29	香川県				
30	愛媛県				
31	高知県				
32	福岡県				
33	佐賀県				
34	大分県				
35	沖縄県				

議員提出条例に係る検証検討会 当面の進め方（案）

